

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

米沢電気工事(株) 金沢市進和町32番地

2 指名停止期間

平成26年8月4日から平成26年9月3日まで (1箇月)

3 指名停止理由

平成26年5月8日、金沢労働基準監督署は、平成25年12月3日に発生した労災事故について虚偽の報告を行った労働安全衛生法違反の疑いで、米沢電気工事(株)と同社の当時常務、取締役及び担当部長の3人を、金沢区検察庁に書類送検した。

同年7月2日、金沢区検察庁は、同社等を略式起訴し、同月14日、金沢簡易裁判所は、同社等に対し略式命令を下した。

上記の事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第16号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第2(賄賂及び不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712